

議第27号

京都市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中第3号から第8号までを削り、第9号を第3号とし、第10号を第4号とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

病院事業の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。